

きくさわスポーツ少年団規約

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称) 本団はきくさわスポーツ少年団（以下団という）と称す。

第 2 条 (事務所) 本団の事務所は代表指導者宅内に置く。

第 3 条 (目的) 本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする。

第 4 条 (活動) 本団は、前条の目的を達成する為に次の各号の活動を行う。

- (1) 各種スポーツ活動
 - (2) 運動適正テスト
 - (3) レクリエーション活動
 - (4) 文化学習活動
 - (5) 他団体との交歓交流活動
 - (6) 奉仕活動
 - (7) その他本団の目的達成に必要な活動
 - (8) 鹿沼市、栃木県及び日本スポーツ少年団との連携協力
- 未就学児の活動は保護者同伴とする

第 2 章 団員・指導者

第 5 条 (構成) 本団は次の各号を定めるところをもって構成する。

- (1) 鹿沼市及び近隣の地域に居住する満 3 歳以上の者、上限は設けない
- (2) 前号該当団員の保護者
- (3) 団の目的に賛同し、青少年の健全育成に積極的かつ指導的に活動および賛助しようとする者
- (4) その他団構成員となるに適すると認められた者

第 6 条 (団への加入登録) 本団への加入登録は、本団所定用紙にてこれを行う。

また、加入登録に当っては、別に定める費用を同時に納入するものとする。

第 7 条 (有効期間) 加入登録有効期間は、加入の申込みを受けた日からその年度末日までとし、毎年度これを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第 8 条 (団の登録) 本団は第6 条に定めるところにより加入登録を行った団員・指導者をまとめ、日本スポーツ少年団所定登録システムにより団として鹿沼市スポーツ少年団に所定の登録料を添え、団の登録を行うものとする。

また団登録に明記された団員、指導者、スタッフは全員「財団法人スポーツ安全協会」の保険に加入する。

第 3 章 役 員

第 9 条 (役員) 本団には、次の役員を置く。

- ・ 団長（代表指導者） 1 名 ※日本スポーツ協会指導資格保有者
- ・ 副団長（副代表指導者） 1 名
- ・ 保護者代表 1 名
- ・ 指導者 適数 ※日本スポーツ協会指導資格保有者
- ・ 会計 1 名
- ・ 事務局 1 名
- ・ 監事 2 名
- ・ 指導者協議会委員 1 名 ※市スポーツ少年団会議出席あり
※日本スポーツ協会指導者資格保有者
- ・ ACS 委員 1 名 ※市スポーツ少年団会議出席あり
- ・ リーダー担当部会 1 名 ※市スポーツ少年団会議出席あり

- 第 10 条（選任）** 前条の役員は、育成母集団により選出され、総会の議決により決定する。
- ・ 団長は、本団を代表し、団務を統轄する。
 - ・ 副団長は、団長を補佐し団長事故ある時は、その職務を代行する。
 - ・ 指導者は、本団の活動全般を指導する。但し、練習および大会への送迎は保護者が行う。
 - ・ 会計は、本団の会計を担当する。
 - ・ 監事は、会計を監査する。
- 第 11 条（顧問）** 本団に顧問をおくことができる。
- 顧問は、団長（代表指導者）及び役員会の諮問に応ずる。
- 第 12 条（任期）** 本団の役員及び顧問の任期は1 年とする。但し、再任を妨げない。
- 本団の役員に欠員の生じた時は、それを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 総 会

- 第 13 条（総会）** 総会は年1回開催し、団長（代表指導者）がこれを招集し、その議長となる。
- 総会は団の事業計画、予算、事業報告、決算、役員及び規定改正等重要な事項を審議決定する。
- 総会は団の構成員（以下「構成員」）及び育成母集団をもって構成する。
- 総会は出席の構成員及び育成母集団の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決める。

第 5 章 育成母集団

- 第 14 条** 本団に育成母集団を置く。
- 育成母集団については別に定める。

第 6 章 会 計

- 第 15 条（会計）** 本団の会計は、団員の納める会費、育成母集団費、寄附金、補助金、その他の収入によって支弁する。 会費については、別に定める。
- 第 16 条** 会費は以下のとおりとする。

単位（円）／1名分

区 分	登 録	団費／年	活動費／月
小学3年生以下	新 規	4,000（3,500）	500
	継 続	3,000（2,500）	
小学4年生～6年生	新 規	4,000（3,500）	1,000
	継 続	3,000（2,500）	
中学生以上	新 規	6,000（5,500）	0
	継 続	5,000（4,500）	

- ※活動費には大会等参加費他を含む（小学生以下について活動費0円/月）
- ※団費／年の（ ）は兄弟（姉妹）が同一期間に入団した場合の1名分費用。
- ※8月以降の入団者はスポーツ保険料及び事務所経費を入団費として納めていただく。
- ※レクリエーション等の費用については別途負担をお願いする。
- 第 17 条** 本団の会計年度は、毎年4 月1 日に始まり、翌年の3 月31 日に終る。
- 第 18 条（規約の改正及び解散）** 本規約の改正及び、本団の解散は、構成員及び育成母集団の3 分の2 以上の同意を得ねばならない。

附則

1. 本規約は、2023年4月13日より施行する。
2. この規約は、2023年5月27日一部改正。
3. この規約は、2025年4月1日一部改正。